

教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成27年12月7日（月曜日）
午前9時36分～午後0時28分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 萬代泰生 委員長 猶野智和 副委員長
徳並伍朗 委員 荒山光広 委員
下井克己 委員 岩本明央 委員
俵 薫 委員 坪井康男 委員
秋枝秀稔 委員 秋山哲朗 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 野尻登志枝 議会事務局係長
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
篠田洋司 副市長 永富康文 教育長
山田悦子 教育委員会事務局長 末岡竜夫 教育委員会事務局次長
西田良平 建設経済部長 白井栄次 建設経済部次長
奥田源良 総合観光部長 綿谷敦朗 総合観光部次長
古屋敦子 生涯学習スポーツ推進課長 千々松 雅幸 教育総務課長
志賀雅彦 農林課長 繁田 誠 観光総務課長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時36分開会

○委員長（萬代泰生君） 皆さん、おはようございます。ことし最後の委員会を開催するにあたり委員の皆様へ申し上げたいことがありますので、お聞きとどけいただきたいと思っております。それは何かと申しますと、委員会条例第21条の秩序保持に関する措置の中で、「美祢市議会会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。」また、第2項には「委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場をさせることができる。」とあります。また、美祢市議会会議規則第55条に「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。」とあります。したがって本日の会議を進めるにあたり、この規定に沿ってスムーズな委員会の進行に努めたいと考えていますので、委員の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより開催したいと思います。さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案11件につきまして、審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

最初に議案第103号美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第103号について御説明申し上げます。

議案書の103-1ページ、参考資料の13ページから15ページになります。議案第103号は、美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。これは、秋芳南中学校と秋芳北中学校を平成28年3月31日をもって廃止し、平成28年4月1日に秋芳中学校を設置することに伴い、美祢市立中学校設置条例について、所要の改正を行うものであります。

また、学校の廃止により、秋芳北中学校の体育館を市民の健康の増進と体育の振興を図るための体育施設、名称については美祢市秋芳北体育館とし、活用を図るため、美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例について、所要の改正を行うもの

であります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。嘉万小学校と別府小学校の統合を平成30年4月1日に計画しており、統合小学校は、当該体育館を利用する予定であることから、体育施設としての利用を平成30年3月31日までとしているところであります。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） この辺の住民の方なり、地域の方への周知徹底とか、そのようなことはどのような方法を今考えておられますか。

○委員長（萬代泰生君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 岩本委員の御質問にお答えいたします。秋芳南中学校と秋芳北中学校が統合し、新しく秋芳中学校が開校することにつきましては、市報等をとおしましても周知を図っているところでありますし、さきの一般質問でも跡地利用について、秋芳北中の体育館につきましては今月中に嘉万地域、別府地域それぞれで施設利用の説明会を開催する予定にいたしておりますので、その際にも北中の体育館は今後、社会体育施設美祢市秋芳北体育館として利用することにつきまして説明をしてまいろうと考えております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 具体的に申し上げますと、鍵の——使用する場合は鍵の保管は誰がやってるとかそういうふうなことも小さいことですが、いろいろ前もって周知する必要があるんじゃないかと思っておりますが、その辺も十分検討されておられるのでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） 岩本委員の御質問にお答えします。今までも学校施設の開放として、鍵については公民館等で管理しておりますので、その方法を継続していくかたちを予定しております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。

それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第103号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に議案第104号美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第104号について御説明申し上げます。議案書の104-1ページ、参考資料の16ページになります。

議案第104号は、美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これは、第一次美祢市総合計画に基づき、平成28年3月31日をもって豊田前学校給食共同調理場を廃止し、厚保学校給食共同調理場に統合するため、所要の改正を行うものであります。

なお、関係学校の保護者には調理場統合の説明を行い、御理解をいただいているところであります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第104号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に議案第105号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） それでは、議案第105号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。議案書の105-1ページをお開きください。参考資料は、17ページからになります。

このたびの改正は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律が施行され、これまで同法で規定していた勤労青少年ホームに関する規定が削除されたことにより、所要の改正を行うものであります。勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律においては、「勤労青少年福祉法」の名称が、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改められるなど、抜本的な改正となっております。法改正の趣旨としましては、若年労働力人口が減少する中、青少年の雇用の促進を図り、青少年が適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業の選択、並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずるものとされており、青少年雇用情報の提供の仕組みが創設される一方で、これまで規定されていた、勤労青少年の福祉施設、すなわち勤労青少年ホームに関する規定は削除されております。これに伴い、現行の勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例で規定していますホームの設置根拠及びホームの行う事業について削除することとしております。

また、現行の第14条及び第15条に規定している勤労青少年ホーム運営審議会につきましても、附属機関としての必要性が低くなったことから廃止することとしております。

なお、この条例の施行日は、公布の日としていますが、運営審議会委員の任期が、今年度末までとなっておりますので、運営審議会の廃止規定につきましては平成28年4月1日としています。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。荒山委員。

○委員（荒山光広君） 勤労青少年ホームのことで今るる説明がありましたけれども、

勤労青少年ホームは従来、いろんな講座とか教室とかをやっておりましたけれども、その辺の講座、教室等が次年度からどういうふうになるのか、その辺について少し説明お願いできますか。

○委員長（萬代泰生君） 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） ただいまの荒山委員の御質問にお答えいたします。勤労青少年ホームにおいては、英会話教室とか中国語教室とかを開催しております、またサークル活動等も行なっております。それらの活動については次年度以降も継続していく予定としております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 荒山委員。

○委員（荒山光広君） 各教室、講座とも、非常にいい講座、教室をやっておられますけども、いままでの経験上なかなか生徒といますか、受講生、その辺の募集も一生懸命されておりますけども現実には少ない人数でやっておられます。せっかくいい講師の先生とかユニークな講座もありますので、引き続き青少年ホームでこういった講座、教室やってますよというPR活動も今まで以上に進めていただきたいと思えますし、従来、勤労青少年ホームということではいわゆる使用される方の年齢制限とかあったと思えますけども、実態は年齢制限あってもいろんな年齢層の方が使用されておったということで、今後はいわゆる年齢制限というものは撤廃されたというふうに考えていいんですかね。

○委員長（萬代泰生君） 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） 年齢は一応、勤労青少年ホームの利用ということに限られておりましたが、実態はすべての年齢の方が使われていたと思います。今度の法律改正によって、それがなくなったという先ほどおっしゃられたとおりの内容でございます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 荒山委員。

○委員（荒山光広君） これは質問ではなくて要望ですけども、しっかりと先ほどいいましたPRして有効に活用していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） ないようでしたら、それではこれより議案第105号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号平成27年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） それでは、平成27年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

○委員長（萬代泰生君） ちょっと待ってください。皆さん資料はよろしいですか。じゃあ、お願いします。

○観光総務課長（繁田 誠君） 別冊の補正予算書91-1ページからでございます。

このたびの予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万6,000円を追加し、総額を7億6,185万1,000円とするものでございます。

内訳につきましては、ページ91-10、11からになります。2歳入、3款県支出金・2項県補助金・1目観光振興費県補助金89万6,000円の追加でございます。内容は、やまぐち観光地魅力度アップ支援事業補助金です。この県の補助事業の目的は、平成30年の明治維新150年に向けて、全県的なワンランク上の観光地づくりを目指すため、観光施設整備の支援を行うものでございます。事業内容区分としましては、一に県内観光地の周遊性を促すための写真撮影を行うビュースポットを示す観光案内板の整備支援。

2点目としまして、外国人受入環境の整備・充実でございます。補助率につきましては、いずれも県2分の1補助となります。本市としましては、このたび、事業メニュー2点目の外国人受入環境の整備・充実事業を活用し、外国人に対する情報ツールとして観光地エリアのWi-Fi整備事業を行うものであり、これの歳出予算総額179万3,000円に対する2分の1補助額89万6,000円を歳入補正

額として計上するものでございます。

それでは、歳出につきまして御説明をいたします。ページ91-12、13からになります。

まずは、4月の人事異動等に伴う人件費の調整としまして、総額771万1,000円を増額するものでございます。内訳としましては、1目一般管理費では、47万8,000円の減額、3目養鱒場業務費では1万2,000円の増額、1項振興管理費では、1名の増員分として817万7,000円の増額であります。これらの差引が人件費調整分として771万1,000円となります。なお、人事異動分の個々の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

次に、1項振興管理費・1目一般管理費、観光地エリアWi-Fi整備事業において、これの施設整備工事費として179万3,000円を計上いたします。内容は、現在外国人観光客受入対策として、秋吉台観光交流センター、秋芳洞各案内所にWi-Fi環境がございますが、そのエリアが15m~30mと範囲が狭小であり、アクセスエリアが点在するという環境でございました。今回、この狭いエリア環境を解消するために機器の増強工事を行うことで、秋吉台観光交流センター一帯から、秋芳洞案内所まで、これまでの点から面へのエリアの拡張を行うものです。併せて、黒谷案内所、秋吉台案内所においても、Wi-Fiエリアの拡張を行い観光客の利便性を図るものでございます。

以上、歳出補正総額950万4,000円から歳入額89万6,000円を差し引いた歳入不足額860万8,000円につきまして、3款予備費から減ずるものでございます。

続きまして、第2条、債務負担行為の追加でございます。ページ91-18になります。美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村につきまして、平成28年度から平成31年度までの3年間の指定管理料に関わる債務負担行為を新たに設定するものでございます。設定金額は、3年間の支出限度額を2億3,560万円としております。この限度額につきましては、美祢市指定管理者制度に関する指針に基づきまして、秋吉台リフレッシュパークと秋吉台家族旅行村の今後3年間の収入と支出見込を計算し、その差額を指定管理料としております。

なお、支出見込計算におきましては、秋吉台リフレッシュパークにおきまして、ボイラー重油の支出金額が市場価格の変動に大きく影響を受け、業務運営に影響を

与えることから、今回の3年間につきましては、一律1,600万円として計算し、実際の支出金額を年度末に精算する方式を採用しております。これらにより、両施設の単年度の指定管理料を平成28年度は7,780万円、平成29年度、30年度は7,890万円と見込んでおります。その3年合計分といたしまして、上限額を2億3,560万円と設定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 県のほうの補助金も大分多いようで大変結構な事業を着手されておると思います。私の認識不足であったんですが、このエリアが大変15メートルから30メートルくらいしかなかったということも、私勉強不足だったんですけど、そうすると今度は、秋芳洞の入り口の商店街全部がエリアで十分とおるといふことで理解してもよろしいでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） ただいまの岩本委員の御質問でございます。委員のおっしゃるとおり秋吉台観光交流センターから秋芳洞案内所まで、ここ商店街通路がありますけど、この一帯が全部Wi-Fiエリアとして稼働できるという状況にもっていかうとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第91号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に議案第110号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを議題

といたします。執行部より説明を求めます。白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） それでは続きまして、議案第110号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。議案書につきましては110-1ページ、参考資料につきましては27ページでございます。

現在、農林資源活用施設につきましては、美祢農林開発株式会社を指定管理者として指定をしておるところでございますが、平成28年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため、このたび、当施設と会社の設置目的が一致をいたします、美祢農林開発株式会社を公募によらない指定管理者として、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間、再指定するにあたり地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

このたびの指定管理者の指定につきましては、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例、及び美祢市指定管理者制度導入に係るガイドラインによりまして、美祢農林開発株式会社を公募によらない指定管理者として、10月27日に開催をされました選定審査会における指定管理者候補者の決定に基づき、平成28年4月1日からの3年間、再指定するものである。

なお、参考資料の27ページから29ページにかけまして、施設及び団体の概要、並びに選定結果や組織図等についてお示しをいたしてございますけれども、説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 質問する前に委員長にちょっと確認です。冒頭におっしゃった、1議案につき質問は3回までと、そのことはよく承知してるんですけども、質問1に例えば3つ中身が分かれておるという場合は、それでおしまいなんですか。質問その2にまた小項目の1、2、3が入っておると、3にも入っておると言えば。

○委員長（萬代泰生君） だから3回まで。1つのあれで3つ案件があれば、3つ言うてください。

○委員（坪井康男君） 9回できるということですね。

○委員長（萬代泰生君） そういうことじゃない。1つ最初に質問するときに案件が3つあれば、その3つを最初の1回目に言うてください。そういうことじゃない。

その答弁の内容によっては、2回目、3回目されてもいいですよ。だからあんまり小分けをやっていきますと、時間がかかりますので、最初に3つほど質問があるということであれば、1回目に3つの質問を言うてくださって言っているんです。はい、お願いします。

○委員（坪井康男君） それでは、本件について質問いたします。質問の1点目は、最初に3つほど分かれてますんで、一遍に言います。平成27年度は、1年間の指定管理期間だったですよ。28年度は、さっきおっしゃったように3年間ということなんですが、それ以前も3年間だったんですよ。何か27年度だけで突然1年になっちゃって、また3年に戻すと。何か非常に不自然な感じがいたしますんで、これはなしてかという、その理由です。これが質問その1です。

それから、先ほどこれは非公募であるけれども指定管理のガイドラインによって、審査会は開きますよということで、先ほど何日でしたか、審査会が開かれていますよね。審査会では通常、美祢農林開発株式会社が指定管理というサービスを提供するのにふさわしい法人であるかどうかというのを審査しますよね。この審査会のその点に関して極めて相応しいという結果だったんでしょうかというのが、2番目の質問です。

それから、次はこの28年度以降、少なくとも28年度は指定管理料が多分もう積算されておるとお思いますよね。その積算金額はいくらで、どういう根拠に基づいて積算されたか、とりあえずこの3点お伺いします。

○委員長（萬代泰生君） 白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） ただいま坪井委員より3つにつきましての御質問をいただいたところでございます。まず1つ目につきまして、平成27年度の指定管理期間、通常と異なり、なぜ1年間のみなのかという御質問だったかと思えますけれども、まず平成27年度を迎えるにあたりまして、平成26年度に農林開発株式会社におかれましては、経営改善ビジョンを策定をされております。これに基づきまして、そのプランに基づいて経営を行うにあたり、私どもといたしましては、この先がなかなか不透明というところもございましたので、1年間という期間を定めたところでございます。このたびは、また28年度から3年間、再び期間を戻したことにつきましては、そのプランに基づいて実施をされるということもございませうけれども、このたび平成27年度中に新たな統括責任者が採用されたところでござ

いますけれども、この方の雇用期間が2年ということでございましたので、そういったことも踏まえまして、3カ年間に通常どおりの期間に戻したというところがございます。

それから2番目の審査会の判定内容ということであつたらうかと思うんですけれども、この判定をされました内容につきましては、私ども詳細では分かりかねるんですけれども、一応選定結果ということで、参考資料の28ページにお示しをいたしてございます。4番目に選定結果という項目がございます。こちらの参考資料ですね。こちらのほうに600点満点で408点ということで、お示しをいただいております。こちらが内容ということでございますけれども、詳細については私どもではちょっと分かりかねるというところですよ。

それともう一つ、なぜ非公募なのかというお尋ねも含まれておったかと思えますけれども（発言する者あり）よろしいですか。では2つめの質問につきましては、以上でございます。

3つ目の質問につきまして、積算根拠というところがございますけれども、まず売上高と売上原価についての積算方法についてから、まずお示しをさせていただければと思えますけれども、売上高につきましては、平成26年度実績値の65%を計上いたしております。この65%の根拠といたしましては、平成27年3月に美祿農林開発株式会社におきまして、策定をされました経営改善計画——中期ビジョンとも申しますけれども、その中の損益計画において示された平成28年度の売上高を採用し、この額を平成26年度の実績値と比較した結果、およそ65%程度だったということから65%にいたしましたものでございます。この売上高が減少する要因といたしましては、野菜活用部門につきまして今後使用する野菜等を市外産から市内産へと転換するにあたり、平成28年度での野菜供給体制の確立は、完全には構築をされないと、従前の取引量を維持・継続することの困難性を考慮いたしましたものでございます。売上原価につきましては、この考え方を受けまして製品製造原価も同様に平成26年度の実績値の65%で積算をいたしましたところがございます。その結果328万円の売上総利益を計上いたしましたこととなります。

また、続きまして販売費及び一般管理費、まあ販管費についてでございますけれども、販管費におきまして売上高算定の考え方を踏まえまして、事業量の変更に影響が出ると思われます、荷造り運賃や販売手数料等につきましては、同じく同様

の65%の数値を用いております。また一方で事業量の変更に影響をされない事務費等につきましては、平成25年度及び26年度の平均値を採用いたしましたものでございます。通常平均値は、3年間を原則といたしますけれども、ここでは2年間の平均値と定めております。これは、野菜活用部門の稼働が平成25年度中であったことから、このことを考慮して2年間といたしましたものでございます。その結果、販管費におきましては平成26年度と比較をいたしますと924万円増の2,061万5,000円を計上いたしました。増額の主な要因といたしましては、本年度採用されました統括責任者に係る人件費、また特産品の開発部門の人件費、さらに研究開発費等を含めまして——含めましたものが主な増の原因というふうに考えたところでございます。

以上のことを踏まえました結果、営業損失として1,733万5,000円を計上いたすこととなりまして、この額に消費税率を乗じたものを指定管理料と算定いたしましたものでございます。なお、消費税率につきましては平成28年度におきましては、8%。それから平成29年度及び30年度におきましては、10%で計上いたしましたところでございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 再質問もまとめてやらせてください。まず1点目の従来は3年でやって、27年度は1年の期間でやって、今度はまた3年に戻したという理由ですよね。先ほどは、逆に27年度が何で1年だったかというところと検討委員会の結論が出てないんでどうなるか分かんないよということで1年にしたと。ところが28年度以降についてもその点は同じですよね。結論まだ出てませんよね、そうですね。これも質問になるんですか。あの文字どおり委員長おっしゃったこと……。

○委員長（萬代泰生君） いいですよ。

○委員（坪井康男君） 結論が出ておるならば、それはそれでいいんですが、これは一般質問のときですかね、検討委員会の状況はどうですかと聞いたら何か1回か2回開かれたんですかね、いつ結論が出るとも御返事なかったですよね。その点は、私はまったく変わってないと思うんで、結局この3年にされたというのは根拠がないんですよ。そこの管理者が採用されて2年だということならば、2年でいいんじゃないんですかという矛盾が生じますんで、よくなんだか分かんないんです、今白

井次長がおっしゃった理由はね。だから指定期間の問題はそれが質問です。私は、これは意見になっちゃうからあれだけど……それは意見は後で言います。要するに理由が分かんないと、3年に戻した理由がね。ということです。

それから2番目の質問で指定管理料だったですかね。

○委員長（萬代泰生君） 審査会の。

○委員（坪井康男君） 失礼しました。審査会のこれ見ましたら、例えば経費の削減を縮減図ることができるかと認められますかというのに113点、満点が180点、113点ですよ。これも後、意見として言いますがね、実はあとで紹介しますが、馬屋原監査委員さんの監査結果報告が出てますよね、この1月28日に。もうあれ見ますと会社の経理規程もなければ賃金規程もなければ、出勤簿も伝票もなけれりゃ、上司の判こもなければっていう非常にずさんな監査結果出ておるんですよ。

ですから私は、この美祢農林というのは、ほかに代わるところがないからやむを得ないですけども通常感覚でこれ見た場合には、こんな点数が出るはずはないと私は思ってます。会社としての極端に言えば、本当に株式会社としての体をなしてないですよ。だからこの点について、もう一遍この審査結果が——まあそりゃ審査委員の皆さんがお出しになったんだから、それが正しいと言やそうですけども、私はちょっとこの評価が甘いんじゃないかなあと思います。それから、これは意見になっちゃうんだけど、何でこんな審査結果になったんかなという気がいたします。それは質問のようなあれなんですけども。

それから指定管理料ですね。結局、28年度はいくらとおっしゃったですかね、指定管理料は。指定管理料、28年度の見込みが。1,700万とおっしゃったですかね。1,500万だったですか。（「1,733万5,000円に消費税を」と呼ぶ者あり）1,800万と考えればいいですか。そうしますと、これ次長さん御存じのように指定管理料というのは、24年度までは0だったんですよ、最初から。25年度になって761万9,000円出てるんですよ。26年度は0ですよ。27年度に今度は1,517万3,000円ですよ。今度は1,700万と。なんかね、指定管理つちゅうんですから、要するに農林資源活用施設の管理運営ですよ。それを任されてるんで管理運営するのにかかる費用ということだと、私は思うんですね。例えばほかの後で出てきます、家族旅行村なんかも指定管理料って

いくらかというとな全体の収入も含めて成り立っていくようなかたちでやられていますよね。ここもいわゆる収益施設という認識なんではないでしょうか。そうしますと、もっときちんとした——きちんとした指定管理料の算定基準を出さないと、なんか鉛筆舐めて勝手に決めてる。つまり赤字を出さんようにという……そういうことかなんだかよく分からないんですよ。もう一遍その辺ははっきりとした根拠を示してください。今これでそれぞれ三つ再質問しました。

○委員長（萬代泰生君） 執行部、答弁に時間要しますか。（発言する者あり）はい、じゃあ暫時休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時33分再開

○委員長（萬代泰生君） 休憩前に続き委員会を再開いたします。執行部、白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） 先ほどの坪井委員からの3つの御質問について御回答させていただければと思います。前回の議事録を確認しておりまして、ちょっと時間を要してしまいました。大変御迷惑をおかけいたしました。まず最初の1年間の理由でございますけれども、これは昨年——本年の3月の定例会で1年間の指定管理の議案を上程したときの、その当時の課長の説明でございますけれども、この理由につきましては、7月から開催をされております選定審査会におきまして審議していただく段階で国の指針が出されれば、第三者機関を設置し美祢市の指針を策定すること検討していたこと、また美祢農林開発株式会社においても現状の経営状況を鑑みて、経営改善計画書を策定する方針を打ち出していたことなど、総合的に今後の美祢農林開発株式会社の方向性がはっきり確定できていないことなどから暫定的に1年間という期間を設定させていただいたという説明をさせていただいたかと思っております。これによりまして、この場で御了解をいただいとすることで認識をいたしております。3年間——通常3年間でありますけれども、この年度だけがイレギュラーであったということで御理解をいただけたらと思っております。（「だったらなんでことしは、結論も出てないのに3年なんですかという質問です。検討委員会の結論なんて出てないのに、あれ26年の8月何日ですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（萬代泰生君） すいません、挙手をお願いします。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の白井次長の御答弁だと26年の8月ですかね、国のガイドラインが出たのは。それが出れば当然、検討委員会をつくって長期的にどう考えるかという結論をださないかんから、不安定ですから取りあえず1年にしときますということだったはずですよ。それに対して、じゃあ今、国のガイドラインにしたがってきちんとした方向性が出たかっていうと、この前私、一般質問したけども別になんもしてないという、ただ8月か何かに1回か2回検討委員会開いたと。いつ報告書が出るんですかと西田部長に聞いたら、3月までですかと聞いたら、それは分からんと。だからこんな御答弁をいただいとるのに今の話と矛盾すると思いたすがいかがですか。

○委員長（萬代泰生君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの御質問ですが、先ほど部次長が申し上げましたとおり1年間というのは、いわゆる先ほど説明したとおりでございます、三セクというのを——第三セクターというのをもう一度見直すという方向から、その動きを……動き始めた年であるということがあります。そして本年度、28年度以降につきましては、その結果を踏まえた部分といたしましては、社長も代わり統括責任者も新たに着任されたということもございます。このことに伴いまして、まだ今まさに今までの第三セクターのあり方等も会社の中での見直しを行なっておられるところではございますが、ある程度の方向性を今年度中に見出すというふうな御意見もいただいております、そういったようなところから、先ほどはイレギュラーという表現をいたしました、本来であれば3年間の指定管理料をずっと継続するところをイレギュラー的に1年ということで、それを単純に3年間という指針——指針の中には3年未満、3年から5年、5年以上というふうなところございますが、ある意味一般的には3年以上5年未満というところが、もしくは5年以上という指定管理期間を設けることが多いので通常に戻したというところがございます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。先ほど一番最初に言いましたように3回も4回もということにはいたしませんので、もうこれで質疑は終わりにさせていただきますから、そのつもりで質疑をしてください。いいですか。

○委員（坪井康男君） これでというのは。

○委員長（萬代泰生君） 今あなたが手を挙げられたでしょ。だから今からあなたが3回目の質問をされるわけですから、それで終了をさせていただきますよということです。

○委員（坪井康男君） さっき部次長さんがお答えになったこと、3つのことについて答える予定だったんですよ。そのうちの1つでまた飛んでいっちゃったんで、次長さんまだ二つ残ってるんですよ。今やろうとして、西田部長さんに対する質疑ですよ。何かごちゃごちゃして僕も分からんようになったけど。

○委員長（萬代泰生君） エンドレスになりますので。きちんと後二つ残ってますよね。はい、白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） 2つ目の質問につきましては、選定委員会の中での内容について、採点が甘いんじゃないかということでございましたけれども、話の節々にお話——委員会2回開催したというお話もございましたけど、これ多分第三セクター改革推進委員会との混同ではなかろうかと思っておりますので、改めてここで整理をさせていただきますと、この選定——指定管理者の候補者を選定するのはあくまでも選定委員会でありまして、いま今後の第三セクターのあり方とか、そういったところの審議する場所が第三セクターの改革推進委員会ということで、ちょっと私どもで混同しておっしゃっておったようにとれましたので、一応お話をさせていただければと思いますけれども、今回選定審査会の皆さんからいただきました採点につきまして、あくまでもそれぞれの専門的な知識を持たれた皆様が採点された内容ということでございますので、それについて私どもがとやかく申すことでもなかろうかと思っておりますけれども、なかなか会社についての評価は坪井委員からは低く見ておられるということは、それは一つの御意見として拝聴をさせていただければということで御回答をさせていただければと思います。

それから、3つ目の指定管理料の積算についてなんですけども、これはあくまでも私どもが農林活用施設を適切に稼働させるために必要な経費であるということを確認した中で算定をさせていただいて、その中で平成27年度中に新たに採用されました統括責任者の人件費につきましても、この中に踏まえましてしっかりと目的を達成するために施設を活用していただくために必要な経費であるというふうに捉えて算定をいたしましたものでございますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それでは最後の質問です。先ほど来より3点お伺いしておると思います。1点目の問題ですね、それはなぜ期間が今回は3年に戻ったのかと、逆に言えば、なぜ27年度が1年であったかという点です。この点について、先ほど白井次長さん、検討委員会と審査会が混同しとるんじゃないかというお話ですけども、それは絶対そんなことはないです。あくまでもさっき会議録読み上げられましたよね。27年度は何で1年になったのかというと先行き不透明だと、国のガイドラインには出ましたね。それに基づいて市としても行政としてもきちんとした方針をつくらんといかんから、先行き不透明だからっていつて1年だったんですよ。今回3年になったということは、先行きクリアになったかって、透明になったかっていう質問をしておるんですよ。それをさっきから全然お答えになってないんですよ。例えば、経営改善改革委員会の報告書が出ましたと、それに基づいたこうするんだという方針が明確になされておるんなら私も分かります、そこは。だけどそういうものがひとつも変わってないんですよ、27年度に指定管理したときと。だからその点はいかがですかという質問をしたら、なんだかさっき西田部長はよく分からないお話をされるもんだから、再質問しようと思ったら話が行ったり来たりしたっちゃうことですよ。もう一遍言いますよ、2点目は、はっきりした方向性が出るまでは1年でいいじゃないですかっちゃう意味ですよ。それは意見になりますからあれだけど、あとで言います。そういう意味です。最後の問題ですね、指定管理料の問題。結局この指定管理料の問題というのはダッチロール状態ですよ。この美祿農林開発は。何でかっていうとね、結局今まで竹箸の問題おきますよ。あれはもう完璧な赤字ですから、どうしようもないから1,700万前後で決まっていますよね。それは別です。その他に今まで国の緊急雇用対策補助金、21、22、23、750万出たんですよ。ところが23年度ですか、24年度ですか、なくなっちゃった。それであてがはずれたというのが根本にあるんですよ。もともと美祿農林開発は自分の収益で指定管理料をまかなうという明確な方針のもとでスタートしていますよ。いつのまにかその方針が消えて無くなっちゃって、赤字だから出すんだと、要するになし崩しなんです。私はなんで最初から指定管理料を少なくともあそこを管理運営するための専任の現場の責任者、それから会計の担当者、それから現場は別としまして管理のスタッフは2、3人いますよ。もともとは中間管理者の経費

もないんですよ、最初から。だからどんどん赤字になっちゃったと。売上収益で賄えないから。だからとにかく方針がきちんとしてないということなんです。だからそこを申し上げてるんで、はっきりした、何回聞いてもきちんとした回答がないから申し上げてるんで、もう一遍篠田副市長、明確なまとめてお答えください。

○委員長（萬代泰生君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） それでは、坪井委員の御質問にお答えをしたいと思います。まず検討委員会の基本設定の件でございます。指針には——この指針、県内でもいい指針だと私は評価しておりますが、指定期間3年未満は施設の廃止等が検討されている施設、施設の取り消し等による緊急的措置による指定の場合が3年未満でございます。通常の場合は3年以上5年未満ということで、審査会で評価されたものと思っております。これについては審査会の評価が2点目——2番目の質問の2番目にあつたかと思ひますが、監査委員の報告からいうと評価が非常に甘いんじゃないかということがございました。現在会社では、経理についても市外の会計事務所に業務委託を開始しておりますし、統括責任者も採用しました。それできちんとした管理運営体制が整いつつあります。就業規則についても今、社会保険労務士に業務をお任せして就業規則をきちんとしたものをつくっていくということで現在動いております。ですから、その点の現在の状況がある程度評価されたものではないかというふうに考えております。

3点目、指定管理料の問題でございます。これについては、おっしゃるとおり市から言えばきちんとした管理運営、そのために必要な経費だということですし、会社から見ればちょっと立場を超えて大変申し訳ないんですけど、きちんとした会社にもっていくということを今やっております。ですから、それに必要な期間として3年だというふうに判断されたものというふうに考えております。ですので、会社については、すいません立場がきょうは副市長としての立場でございますけど、きちんとしたほうに責任を持ってもっていきたい。また市民の皆様にも愛される施設、市民の皆様にも利益をもたらす施設にもっていきたいというふうに考えております。

手法については、いろいろ検討をしております。これにつきましては、会社のほうから株主総会を経て承認のもと、議員の皆様には、また会社の今後の方針、役割、また取り組み状況については、きちんとして説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） ほかにはございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私は、大変単純な質問なのですが、去年、野菜パック詰めをされる機械を買われるというような話もありまして、1日500パックくらいつくるような話を聞いておりますが、今現状はどのくらいでやっておられるか。今から計画を議会のほうで説明をされると副市長言われましたが、まだ今の段階では、どのくらいのパックをするとかそういう計画はまだよく把握されていないということでしょうか。

○副市長（篠田洋司君） 秋枝委員の御質問にお答えしたいと思います。今会社の状況はほとんどフル稼働の状況でございます。それが果たして会社にとって、また住民にとっていいのかということも疑問を感じながら、というのはどうしても秋枝委員御存じのように今野菜というのは——農産物というのは、そのボールが生産者にあるんじゃないくて、どうしても消費者、また量販店にございます。ですからその需要を応えるためにつくった結果、やっぱり市外産の農産物が活用されるという、いわば悪循環かもしれません。ですから、その辺も検証しながら今現在フル稼働という状況ですが、それが社員のためにも——段々社員も疲弊しておりますので、疲弊しているようでございますので、その辺をトータル的に今検証をしている状況です。

パック数については、稼働率は高い。状況によっては深夜まで操業ということも、需要にこたえるためオーダーに応えるため、そういう稼働というふう聞いております。詳細については、西田部長から報告いたさせます。

○委員長（萬代泰生君） はい、西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 私から詳細で、具体的なパック数というのが今資料にないんですが、26年度の野菜の使用量というところから申し上げたいと思いますが、カップサラダ及びカット野菜ということにも着手しておりまして、需要のほうはカップサラダ並びにカット野菜っていうのが多いわけですが、平成26年度の実績におきましては、主要なキャベツなんかにつきましては、約3万3,600キロくらいを使用しております。これの約45%が美祢市産のものを使用していると。それからニンジン、その他についてはどうしても販売のほうを重視したため、あるいは安定的な需要に応えるためという本来の市の設置目的からは外れてる部分が若干あると思います。この辺は非常に反省すべきだと思いますが、一応その

使用量をその他の野菜、キャベツも含めて、その他の野菜のトータル的なキロ数から言いますと33万9,000キログラムぐらい……これ数字を言ったからといってパッと分かるもんじゃありませんが、大体このくらいのを26年度の中で使用し、これを加工するのに先ほど副市長が言いましたようにフル稼働の状態というふうに言えると思います。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。また計画については説明されるということで、また注意して見させていただきます。

○委員長（萬代泰生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） あの先ほど来より質問しておりますのも、御案内のとおり批判的な角度から質問をしています。私は美祢農林が憎いから、あるいは篠田社長さんが憎いからこんな質問をしてるんじゃないんです。本当にやっぱり市の会社ですよ。1,950万の出資者ですよ、2,000万のうち。ですから要するにどっから見てもきちんとした会社であるべきなんです。それを私は随分前から何回一般質問で質問したか分かりませんが、まともにお答えになってない。それでさっき私は言いました、馬屋原監査委員さんの初めてですよ、監査委員報告書が出てきました。この会社は平成19年にできておるんですよ。その間26年の11月——去年の11月からことしの1月にかけて監査されて1月18日に結果報告が出たんですよ。28日。これ自体も監査委員さん職務怠慢じゃないかと言ったけど、まるでまともな御答弁がないんですよ。ところが本当、馬屋原監査委員さんのこの結果報告を見てびっくり仰天しました。もう皆さん信じていただけないからこれ直接読みますよ。いいですか、1番目が省略しながら全部読みません。ポイントだけ読みます。アが「就業規則及び経理事務マニュアルは整備されているが経理規程及び資金規程が整備されていないので早急に整備されたい」、これは会社としてもイロハのイですよ。経理規程もない会社なんて信じられない。19年にできてですよ、なんで26年まで経理規程がないんですか。

それから2番目が資金計画（運転資金）について、「平成26年1月中に2度も運転資金の借り入れを行なっているが、今後は正確な資金計画を作成されたい。」3番目がこれ一番いかんのですよ。「経費の支出において、出金伝票が作成されないまま統括責任者の決裁も得ず、担当者レベルでの経理処理をなされている。」次です問題は、「現状のままでは不正や経理処理の誤りが起きた場合のチェック機能が存在しないため改善策を検討されたい。また、領収書等の証拠書類がないものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。」これひどいですよ。これは、馬屋原監査委員さんのお出しになってるんだから、私読んだってしても、ちっとも事実じゃないこと言ってないですよ。こんな篠田社長さん……だから本当ひどいです。それから、一般質問した時もお答えにならなかったけど、本店機能はいったいどこにあるんですか。農林資源活用施設のあそこにあるんですか。あくまでもこれ本店……出したように勤労福祉会館の向かって左側の2階建ての建物ですよ。ここが登記の場所ですよ。今意見だから御答弁はいりません。これは二つ……最悪の場合は、あの時申し上げたように公正証書原本不実記載という刑事罰なるんですよ。私はそれはないと思いますが、少なくとも登記懈怠、登記が遅れてると。実際上は本店は移転してるのに、まだここにも登記がそのままになってる。本店というのは営業所と違うんです。一般質問の時に篠田副市長お答えになったのが、それこそ営業所と本店機能が混同されております。営業所はどこにあったって構わないんですよ。そういうこととか一番ひどいのが（発言する者あり）

○委員長（萬代泰生君） 一般質問関係ない。今意見ですよ。

○委員（坪井康男君） 意見だからいいじゃないですか。途中で変に密談をしないでくださいよ。意見ですよ。いかに私は美祢農林がひどい会社かを言っておるんですよ。だからもともと指定管理されるような会社じゃないんですよ。一番の問題は、この前11月24日に第2回の政治倫理審査会開かれましたよね。西田部長と次長の連名で市長あての報告書出てますよね。それをもとに総務部長がテレビの前で読み上げられましたよ。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員、坪井委員。審査会のことまでここに出さないでください。

○委員（坪井康男君） 審査会のことじゃないですよ。ひどいことを……この審査会には要するに報告書はまさに部門別経理ができてないじゃないかと、それを尋ねるとる

ときに西田部長が私に言われた言葉ですよ、この報告書の内容は。だから関係あるんですよ。いかにずさんないい加減な会社かってのを言っとるんですよ。

〔発言削除〕

午前11時 4分休憩

午前11時45分再開

〔発言削除〕

○委員長（萬代泰生君） 休憩前の坪井委員の発言中、不穏当な部分については、発言の取り消しを命じます。坪井委員よろしいでしょうか。

○委員（坪井康男君） 取り消しません。

○委員長（萬代泰生君） それでは、休憩前の委員の発言中、不穏当な部分については後ほど会議録を確認し、MYTの放送も含め内容については善処させていただきます。

ほかに意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第110号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

次に議案第111号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） それでは、続きまして議案第111号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。議案書につきましては111-1ページ、参考資料につきましては30ページからでございます。

現在、道の駅おふくにつきましては、美祢観光開発株式会社を指定管理者として指定しているところでございますけれども、平成28年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため、このたび、当施設の管理運営を行うことを目的に設置された美祢観光開発株式会社を公募によらない指定管理者として、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間、再指定をするにあたり地方自治法第2

44条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。このたびの指定管理者の指定につきましては、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例及び美祢市指定管理者制度に関する指針により、美祢観光開発株式会社を公募によらない指定管理者として、10月27日に開催をされました選定審査会における指定管理者候補者の決定に基づき平成28年4月1日からの3年間、再指定をするものでございます。

なお、参考資料の30ページから33ページまでにかけては、施設及び団体の概要、並びに選定結果や組織図等についてお示しをいたしてございますけれども、説明については省略をさせていただきます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 資料の31ページの審査会の審査結果です。選定結果として600点満点で439点ですよね、これ不合格の点数は何点からですか。審査会であるから答えられませんか。

○委員長（萬代泰生君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 坪井委員の御質問にお答えいたします。当審査会は企画政策課で事務局をもっておりますので、詳細については分かりかねますけど、通常6割から7割が最低点というふうに基準を設けております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） ほかにございませんか。下井委員。

○委員（下井克己君） 33ページの組織図なんですけど、ちょっと私会社のことよくわからないんで、ちょっと聞くんですが、代表取締役の上にと取締役とあるんですけど、取締りの代表が代表取締役で逆じゃないかという素人考えなんですけど、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（萬代泰生君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） これ取締役会。済みません。訂正しお詫び申し上げます。すいません。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第111号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

次に議案第112号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） それでは、続きまして議案第112号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。議案書につきましては112-1ページ、参考資料につきましては34ページからでございます。

現在、道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館につきましては、株式会社みとう駅を指定管理者として指定しているところでございますけれども、平成28年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例及び美祢市指定管理者制度に関する指針に基づきまして、本年9月10日に説明会を行い、9月11日から10月13日まで公募を行ったところでございますけれども、申請書を提出されたのは現在の指定管理者である株式会社みとう駅の1社のみでございました。この申請に基づきまして、10月27日に開催をされました選定審査会における指定管理者候補者の決定を踏まえ、平成28年4月1日から3年間、再指定をいたすものでございます。

なお、参考資料の34ページから37ページまでにかけては、施設及び団体の概要、並びに選定結果や組織図等についてお示しをいたしてございますので説明については省略をさせていただきます。

説明については、以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） これから3年間ということになっておりまして、指定管理料を計画されておられますでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたしたいと思えます。この3カ年間の指定管理期間にあたりまして、指定管理料は予定いたしてございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） まだ額は決めておられないということでしょうか、おおよそわかりますか。おおよそでいいです。

○委員長（萬代泰生君） 白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） ただいまの秋枝委員の御質問でございますけれども、指定管理料の額につきましてですけれども、今回の議会に際しまして補正予算書が配付されておるかと思えますけれども、こちらの89-6ページに第2表といたしまして債務負担行為補正額が告示しをしております。その中におきまして、美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市農村交流の館の指定管理料といたしまして、平成28年度から平成30年度まで490万5,000円を計上いたしてございます。これは最大額ということでの告示でございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。私ちょっと気になるのが都市交流の館の辺がどうもいまいちこれを見るところ、イベント企画、運営、開催とかその辺がもうちょっとひと工夫いるのかなという気もしております、あれが有効に活用されればまたいろんなことにいい状況もでてくると思えます。これ意見です。

○委員長（萬代泰生君） 意見ですか。はい、白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） ただいまの秋枝委員の御発言につきまして、意見ということではございましたけれど、ちょっとPRも兼ねて御紹介をさせていただければと思うんですけど、さきの本年度の6月定例会におきまして、美東の道の駅のとなりに空き地がございますけれども、そちらを活用いたしまして遊具の補正予算を計上させていただいたところでございます。この遊具の建設につきまして鋭意に

取り組んでおるところでございますけれども、年度末あたりには皆様に御披露ができるのではないかとこのように予定いたしてございますので予告いたしますとともに開設されました暁には、皆様お集まりをいただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第112号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

次に議案第113号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） それでは、議案第113号は、美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてでございます。議案書では、113-1ページ、参考資料は、38ページから41ページでございます。

今回、現在の指定管理期間が平成28年3月末をもって満了になることから、美祢市指定管理者制度に関する指針に基づきまして、指定管理者候補者選定審査会を設置し、6名の審査委員により平成27年7月13日に第1回目の審査会を実施いたしました。この第1回目の審査会におきまして、候補者の選定方法を公募とし、指定期間を3年と定め、募集要項の中で債務負担行為額にあたる指定管理料の上限額、審査に係る審査表と配点、その他審査事項等決定を行っております。これにより、指定管理者を公募し9月11日に公募説明会を開催した結果、2団体から申請がございました。この申請に基づきまして、第2回目の指定管理者候補者選定審査会を平成27年10月27日に開催し、申請者のプレゼンテーションを受けた後、

審査した結果、配点600満点中、454点の採点結果が他社と比較し上位であったことなどにより、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークが候補者として決定をいたしました。

これにより、指定管理者候補者に決定しました特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークの概要につきましては、参考資料のとおりですので御説明のほどを省略させていただきます。つきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） これ2つの施設を併せて管理するということになってますが、多分指定管理はそれぞれ個別に積算されておりますので、リフレッシュパークと家族旅行村の指定管理を分けてちょっとおっしゃっていただけませんか。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの坪井委員の質疑なんですけども、大変申し訳ないんですが、ただいま坪井委員が言われた2つに分けての指定管理者という質疑の内容が少し理解できませんので追加で御説明をいただけないでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） この2つを併せて管理することによって、共通部門費、つまり社長さんとかそういう方の共通部門費が節約できるんじゃないかっていう発想でおやりになったと思いますね。昨年それを聞きましたら、3千何百万だったですよ、秋吉台家族旅行村。去年はそれをおっしゃってて、ことしはどうしておっしゃられないんですか。あのね、私の質問の目的は、これは言ってもいいんでしょ、私が裁判で負けたっちゃうのは。

○委員長（萬代泰生君） それは知りません。

○委員（坪井康男君） それはええんでしょ、止められないでしょうな。あれは平成22年度のことですよ。繁田課長はよく御存じで。あのとき平成21年度から美祢市中高年雇用福祉事業団だったです。2,800万でした、21年度は。22年度

は600万円結局追加されましたから3,400万。23年度も3,400万。エクストラでもう1年追加できましたんで、25年度ですね、なんと3,600万になったんですよ。何か知らんどんどんどん。だから私は、24年度の……24年度ですかね、24年度の3,600万が著しく高いなという印象なんで、それと比べて今回、家族旅行村ですよ、どうでしょうかという質問ですよ。（「指定管理料」と呼ぶ者あり）指定管理料ですよ。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの坪井委員の指定管理料に関する御質問にお答えをいたします。募集要項のほうで先ほど御議論いただきました債務負担行為限度額をお示しし、その中で2社につきまして双方御提案をいただいております。このたびの指定管理者候補者の里山——特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークの指定管理料の御提案ですけども、28年度がリフレッシュパークがちょっと細かい数字までありますので約で御説明させていただきます。28年度リフレッシュパーク4,058万円、家族旅行村3,735万円。29年度リフレッシュパーク4,012万円、家族旅行村3,733万円。30年度リフレッシュパーク3,967万円、旅行村3,735万円でございます。リフレッシュパークにつきましては、先ほど債務負担行為のときに御説明いたしましたけれども、ボイラー燃料費を1,600万円を計上して後ほど精算するという方式をとっておりますので、高い設定になっております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第113号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に議案第114号美祢市都市公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） それでは、議案第114号美祢市都市公園の指定管理者の指定について御説明します。議案書の114-1ページをお開きください。参考資料は、42ページからになります。

都市公園である、秋吉台国際芸術村につきましては、現在、公益財団法人山口きらめき財団を指定管理者として指定しておりますが、平成28年3月31日をもって指定期間が満了となります。この施設は、山口県が設置する文化施設秋吉台国際芸術村との一体施設であることから、山口県が選定した指定管理者候補者を指定することが、効果的かつ効率的であるため、公益財団法人山口きらめき財団を指定管理者として再度指定するものであります。参考資料の43ページの中段、4の選定経緯の項目に、山口県が行った選定の経緯について、記載をしております。

なお、指定の期間は山口県の文化施設秋吉台国際芸術村と同じ、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第114号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に議案第115号財産の無償譲渡についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） それでは、議案第115号財産の無償譲渡について御説明いたします。

この議案につきましては、公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約

7件について、今後、発生が見込まれる伐採収入の収益分収権の一部を同法人へ譲与し、市への分収金配分の割合を40%から30%に変更することにつきまして、議会の承認をお願いをするものです。

県公社においては、分収造林事業の実施から50年が経過する中で、木材価格の大幅な下落や造林経費の増大などにより、長期収支は528億円の赤字が見込まれ、事業継続のためには長期収支の改善が必要となったことから、昨年3月、抜本的な経営改善計画を示されたところです。

この経営改善計画は、公社自らが施業の方法を見直し、補助金の最大限の活用、人件費の削減等により218億円を改善し、また県は貸付金利息の債権放棄等に対する償還補助の実施等により281億円を支援し、土地所有者である本市に対しても、県及び公社から分収割合の見直しについて、協力依頼があったところです。

美祢市といたしましても、今後とも公社による分収造林事業を継続し、適正な森林整備及び森林資源の活用を図るためには、公社の経営改善への協力は、やむを得ないものと判断をしております。

公社の試算によりますと、分収割合の変更による本市への影響額は約3,700万円程度であります。今後公社から予定されます、分収額は1億1,000万円程度が見込まれるところです。つきましては、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第115号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

次に議案第116号土地改良事業の施行についてを議題といたします。執行部よ

り説明を求めます。志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） それでは、議案第116号土地改良事業の施行について御説明いたします。議案書の116-1をお願いいたします。

これは市が事業主体となって、秋芳町嘉万にあります危険ため池に指定しております、横尾3地区ため池の改修を平成28年度から平成30年度において実施をする予定としております。横尾3ため池の現在の状況ですが、貯水量は1,000立方メートルを有し、横尾3地区の2ヘクタールの水田をかんがいする重要な用水源となっておりますが、漏水量等がふえて危険性が高くなっており、早急な整備が必要となっております。このため、農村地域防災減災事業のため池等整備事業により改修を実施するもので、総事業費は5,000万円を予定しており、負担割合につきましては、国が55%、県35%、市8%、地元受益者2%となっております。

今後の予定につきましては平成28年度に実施設計、平成29年度に工事発注、平成30年度に完成する予定としております。つきましては、本事業の施行にあたりまして、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 今説明を受けまして納得しておるわけですが、特に市の負担率が8%、地元の受益者が2%、大変いい、おいしい事業だと思います。あそこの堤が危ないの、ええかいのつつゆうことがあった場合にどのようなお願いつつゆうか手続きつつゆうか申請といえますか、あったら教えてください。

○委員長（萬代泰生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） まず手続きといたしましては、この事業につきましては、危険ため池に指定されていることが条件となります。手続きといたしましては、市に御相談いただき、そのため池の状況を確認し危険ため池に指定されるか否かを判断して、その後さまざまな事業を活用して危険ため池の改修を行うということになるかと思っております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） よく分かりました。そういう話をよく聞きますんで、ぜひそういうふうなものを活用していただきましてよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 下井委員。

○委員（下井克己君） すいません、地区名が横尾となっておるんですが、横尾って字と思うんですよね、小字。できましたら自治区名を教えてくださいませんか。あまり小さすぎて、どこの横尾じゃろうかと思って、わかりませんので。すいません。

○委員長（萬代泰生君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 中辺でございます。

○委員長（萬代泰生君） それでいいんですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第116号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案11件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから何かありましたら御発言をお願いいたします。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 教育委員会に2件お尋ねします。1件は大嶺小学校のいじめの報告書。もう1年以上経ちますんで出ているんじゃないかなと思いますがいかがでしょうかというのが1つと、それから複数の方から情報提供がありまして、山梨市との交流会のことについてお尋ねですが、これはこの交流会というのはどういう性質の交流会で、そしてどういうかたちで実施されておるのかということについてお尋ねします。よろしく願いします。

○委員長（萬代泰生君） 永富教育長。

○**教育長（永富康文君）** 坪井委員のお尋ねでございますけれども、1点目の大嶺小におきます昨年の校舎からの児童転落事案についてお答えいたします。岩本委員にも御質問がありまして、お答えをしているところでございますけれども、現在いじめ調査委員会におきまして委員の方々に調査及び審議が行なわれている状況でありまして、結論は今現在まだでございますけれども、いずれ然るべきに報告はあるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○**委員長（萬代泰生君）** 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○**生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君）** 坪井委員の山梨市との交流事業についての御質問にお答えをいたします。この事業名は美祢山梨子ども交流事業といたしまして、毎年8月に山梨市の子どもたちと美祢市の子どもたちの交流を図る事業として実施をしております。主に小学生を対象として小学校の5、6年生に対して募集を——事業の募集をかけて、美祢市と山梨市の子どもたちが今年度は秋吉台の家族旅行村で3日間にわたって実施いたしました。秋吉台が山梨市出身の小沢博士が山梨市御出身だということで、山梨市と美祢市の交流事業が秋芳町の時代からはじまったと聞いております。今年度についても山梨市からちょっと数は覚えてないんですけど20名くらいの参加者がありまして、美祢市からも小学生、それから子ども会を中心として中高生が参加しております。事業については、美祢山梨子ども交流事業実行委員会に補助金を支出して実施をしております。

以上です。

○**委員長（萬代泰生君）** はい、坪井委員。

○**委員（坪井康男君）** これは再質問になろうかと思いますが、もう一回質問させていただきます。大嶺小学校の件ですけれども、実際に発生したのが去年の11月の25日ですよね。もう1年以上経つわけですから、調査といってもどういうかたちで調査されるのか、時間かければ綿密な調査ができるのか、そこら辺よく分かりませんが、少なくともこの年度中くらいには出るのかどうか、そっから見通しですけれども、それと山梨との交流会の件ですが、今聞くと小沢博士ですか、秋吉台の層の逆転現象を解明された方ですね。私はこれ思いますのにせっかくジオパークの認定を受けたわけですから、こういうかたちの交流っていうのは、私ものすごく有用な意味を持つんじゃないかと思うんですよ。だから積極的に大いに進めてもらいたいと思う

んですが、なんだか教育長さん出席されるんですか。そこら辺について情報提供がありまして、ちょっとすっきりしないものですからお聞きしました。

以上です。再質問2つです。

○委員長（萬代泰生君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） 再度お尋ねの大嶺小の事案でございますけども、先ほど申し上げましたように、いじめ調査委員会のほうで第三者の専門的な方々で調査、審議されておりますけども当該児童の状況とか様々な要因がございますので、慎重に審議されているというふうに理解しております。報告書がいつ出るかということにつきましては、調査委員会の方々に——その審議の結果によるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） この事業を実施するにあたりまして事前学習会、それから当日の交流会、それから事後報告会等ありまして、その度に教育長のほうは出席をしておりますが、今年度に限っていえば、事業の実施時については教育長、他のスケジュールがございまして残念ながら欠席となっております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れでございました。解散します。

午後0時28分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年12月7日

教育経済委員長

萬代春生